

審判長	小、中各1名
運営委員	小、中各1名
会計	1名
婦人部部長	小、中各1名

(役員任期)

- 第10条 1. 役員任期は、毎年4月1日より翌年3月31日の1年とする。但し、再任は妨げない。
 2. 期間中、選任された役員は、その期の末までとする。また、退任する役員は、後任者の就任までその職務を遂行する。

(役員資格)

- 第11条 1. 役員は、総会において選任及び解任する。
 2. 上記役員にとらわれず必要、不必要があればこの限りではない。但し、連盟規約に従う。

第4章 総会、役員会、保護者会

(総会)

- 第12条 1. 総会は、本団体の最高決議機関である。
 2. 通常総会(3月)と臨時総会の2種とし、父兄会の3分の2以上の出席により成立し過半数をもって議決とする。

(役員会)

- 第13条 必要な時、役員会を開催できる。役員3分の2以上の出席により成立し過半数をもって議決する。

(父兄会)

- 第14条 必要な時、保護者会を開催できる。保護者会の運営については、役員会の決議により定める。

第5章 会計

(団費の収支)

- 第15条 1. 本団体の資産は、入部金、会費、その他の収支をもって構成する。
 (1) 入部金 3000円(支部会費、保険料含む)
 (2) 団費(毎月) 3000円 別会計(保護者会) 500円
 (3) その他必要に応じ特別に徴収する事もある。
 2. 支出の内訳は、下記の通りである。
 本団体運営費、連盟負担会、大会参加金、その他

(団費納期)

- 第16条 団費は、毎月月末までに納入する。但し、会計へ連絡があればその限りではない。

(会計監査)

- 第17条 1. 監査役は、保護者会長とする。
 2. 監査役は、決算に対し厳正なる監査をし、総会に於いて監査報告をしなければならない。